



NO.3

轄の社会保険事務所までご連絡ください。

## 厚生年金・共済組合 みなさまへ

### 休日・時間外の 年金相談

10月1日から

### 本人確認の実施

住民基本台帳事務処理要領の一部改正により住民異動届の受付の際に届出人又はその代理人若しくは使者が本人である確認を実施します。  
【対象とする届出の種類】  
・転入届  
・転出届

#### 【対象者】

- 年金相談の受付時間延長  
10月11日（火）は、県内4つの社会保険事務所において、年金相談の受付時間を19時まで延長しております。
- ・届出人本人
- ・代理人若しくは使者
- ・届出人からの委任状をお持ちの場合でも本人確認はさせていただきます。

## 追納のおすすめ

国民年金保険料の免除・若年者納付猶予制度・学生納付特例制度の承認を受けた期間は、国民年金への加入手続きが必要です。

この加入手続きをされてい

年 金 額	
保 険 料 納 付	全 領
半 額 免 除	3 分 の 2
全 額 免 除	3 分 の 1
若年者納付猶予 学生納付特例	年 金 額 に は 反 映 さ れ ま せ ん
未 納	年 金 額 に は 反 映 さ れ ま せ ん 受 給 資 格 も に 算 入 さ れ ま せ ん

※追納した期間は、保険料納付と同じ扱いになります

※半額免除を受けた期間は、半額分の保険料を納付しないと未納の扱いになります

### 追納額(平成17年度・月額)

追納期間	全額免除	半額免除
平成7年度分	16,310円	—
平成8年度分	16,260円	—
平成9年度分	16,040円	—
平成10年度分	15,790円	—
平成11年度分	15,190円	—
平成12年度分	14,600円	—
平成13年度分	14,040円	—
平成14年度分	13,500円	6,750円
平成15年度分	13,300円	6,650円
平成16年度分	13,300円	6,650円

※追納できるのは10年以内の方のみになります

- ◎ 国民年金保険料は翌月末が納付期限です。期限内に納めるようにしましょう。
- ◎ 国民年金保険料の支払いは、便利でお得な『口座振替』をご利用ください。

年を超過して追納する場合には、当時の保険料に一定の加算額がかかりますのでご注意ください。

追納を希望される方は、管

本川総合支所住民課

■ 893-1117  
吾北総合支所住民課

問い合わせ先  
町民課

■ 867-2311